

# Weekly Report

第270号  
平成26年7月7日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 平成26年分の路線価が公表

### ◆相続等による土地の算定基準となる路線価

国税庁は、平成26年分の路線価（及び評価倍率）を公表しました。

路線価とは、路線（道路）に面する標準的な宅地の1㎡当たりの価額のことです。相続税や贈与税の土地評価額を算定する際の基準となるものです。

なお、相続などで取得した土地等の評価方法には、路線価方式と倍率方式があり、路線価方式は、路線価を土地の形状等に応じた各種補正率で補正した後の面積に乗じて計算します。一方、倍率方式は、路線価が定められていない土地の評価方法で、固定資産税評価額に一定の倍率を乗じて計算します。

### ◆相続税の増税に備え、現在の評価額を把握

来年から相続税の基礎控除額（現行5千万円＋1千万円×法定相続人数）が、「3千万円＋600万円×法定相続人数」に引下げられ、法定相続人数が3人（配偶者と子供2人）であれば、控除額は4800万円（現行8千万円）になります。

土地は、相続財産で大きな割合を占めますので、

路線価等を確認し、評価額を把握しておきましょう。

なお、被相続人（亡くなった方）の居住用宅地を相続する場合、「小規模宅地等の特例」を適用できれば、240㎡（27年から330㎡に拡大）まで評価額が80%減額されますが、この特例を適用できるのは原則、配偶者や被相続人と同居していた親族です（一定の場合、別居親族も適用可能）。

## 予定納税の減額申請は7月15日までに

26年分所得税の予定納税が必要な方（25年の所得税額に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上）には、税務署から「予定納税額の通知書」が送付されています。

予定納税額が通知された場合は原則、第1期分を7月31日まで、第2期分を11月30日までに、それぞれ予定納税基準額の1/3を納付することになります。

ただし、業況の悪化や、災害などの理由により、予定納税基準額よりも少なくなると見込まれる場合は、減額を求めることができます。

第1期分の減額申請をする場合は、7月15日までに申請書を税務署に提出する必要があります。

## 中小企業に対する官公需の今年度方針

官公需における中小企業・小規模事業者向けの契約目標などを定めた「平成26年度中小企業者に関する国等の契約の方針」が閣議決定され、契約目標額は4兆3744億円、同契約目標率は過去最高の56.7%に設定されました。

また、\*少額随意契約の範囲内で、創業10年以内の中小企業・小規模事業者からの受注機会を増大する、\*商工会・商工会議所等と連携し、小規模事業者の課題解決に沿った的確な官公需情報を提供する、などの措置が講じられます。